

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和6年4月22日に提起した審査請求（令和6年度審査請求第1号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 令和6年4月22日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求に係る処分の内容を空欄、審査請求の趣旨を「親に対しての私に濡れ衣着せられている件」として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 2 令和6年9月6日、処分庁は、審査請求に係る行政処分の内容が存在しないと弁明できない旨回答した。
- 3 令和6年9月29日、審査請求人は、審査請求の対象とする行政処分は
  - (1) 私に何の説明も了解も得ず勝手に主治医がほぼ全員いた場所から動かした
  - (2) 民事の件で行政関われないはずなのに市あるいは個人の誰かが関与している為私は現在親に会うことができていません
  - (3) 包括担当から私はぎゃく待とだけ言われた
  - (4) なぜ親1人で判断させているのかの4点である旨特定した。

### 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 処分庁は、審査請求人に何の説明も了解も得ず、審査請求人の母親を勝手に主治

医がほぼ全員いた場所から移動させている。

かかる処分庁が行った行政処分（審査請求人の母親を移動させた行為）は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

- (2) 処分庁は、審査請求人と審査請求人の母親を会わせないようにしている。

かかる処分庁が行った行政処分（審査請求人と審査請求人の母親との面会を禁止する処分）は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

- (3) 審査請求人は処分庁の職員から「虐待」と言われた。

かかる処分庁が行った行政処分（「虐待」との発言）は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

- (4) 審査請求人の母親については主治医より、審査請求人が一緒に判断するように言われていたのに、処分庁は審査請求人の母親に一人で判断させている。

かかる処分庁が行った行政処分（母親に一人で判断させる処分）は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、審査請求人の主張するような行政処分（審査請求人の母親を移動させる行政処分）を行っていない。

したがって、審査請求人が取り消しを求める行政処分がない以上、本件審査請求は不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

- (2) 処分庁は、審査請求人の主張するような行政処分（審査請求人と審査請求人の母親との面会を禁止する行政処分）を行っていない。

したがって、審査請求人が取り消しを求める行政処分がない以上、本件審査請求は不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

- (3) 処分庁は、審査請求人の主張するような行政処分（審査請求人に対し「虐待」と発言する行政処分）を行っていない。

したがって、審査請求人が取り消しを求める行政処分がない以上、本件審査請求は不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

- (4) 処分庁は、審査請求人の主張するような行政処分（審査請求人の母親に一人で判断させるという行政処分）を行っていない。

したがって、審査請求人が取り消しを求める行政処分がない以上、本件審査請求は不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

## 理 由

### 1 審査請求人の主張する行政処分の有無について

- (1) 本件では、審査請求人が違法であるとして取消しを求めると主張する行政処分について、審査請求人は4つの行為を主張する。

- (2) しかし、審査請求人が主張する4つの行為については、処分庁が行った行政処分自体が確認できない。

(3) したがって、取り消しを求める行政処分が存在しない以上、行政処分の取り消しを求める本件審査請求については理由がないと言わざるを得ない。

2 そして、本件審査請求の対象となる行政処分が存在しない以上、処分庁の行った行政処分の適法性について検討することはできない。

### 3 結論

以上のとおりであり、審査請求人による本件審査請求は対象となる行政処分が存在しない以上、不適法であることから、主文のとおり裁決する。

### 4 付言

本件は、行政不服審査法に基づく審査請求手続であり、対象となる行政処分（ないし不作為）がない以上、審査請求人による本件審査請求については不適法なものとして却下と判断せざるを得ない。

しかし、本件手続とは別ではあるものの、処分庁におかれては、審査請求人の要望に対し、審査請求人に理解をしてもらえるように丁寧な説明を行っていただくことを期待する。

以 上

令和8年4月21日

審査庁 尼崎市長 松本 眞